



防衛施設建設工事における入札・契約制度の改正について (令和2年7月以降適用)

令和2年6月
防衛省整備計画局

建設コンサルタント等業務の改正

○ 目的

1. 一者応札等を改善し、多くの企業が入札に参加し易い環境を整備
2. 競争参加者及び発注者の双方における入札事務手続きの負担軽減

○ 改正内容

1. 建設コンサルタント等業務の契約方式の整理
2. 評価項目等の見直し
3. 評価点の算定方法の見直し
4. 多様な評価項目を追加 ※新たな取り組み

○ 改正による有効性

- ◇ 契約方式の更なる適正化
- ◇ 建設工事における担い手の中長期的な確保・育成、女性活躍の推進
- ◇ 競争参加者及び発注者の入札事務手続きの負担軽減
- ◇ 更なる入札参加の機会拡大

○ 適用

- ◇ 令和2年7月1日以降の入札公告等を行う業務から適用

1 建設コンサルタント等業務の契約方式の整理

○ プロポーザル方式

- ① プロポーザル方式の適用については、I類の業務において原則実施としていたところ、内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務である旨を明示
- ② 簡易公募型プロポーザル方式を廃止。また、業界紙への掲載も取止め
- ③ 原則、選抜は行わない（選定及び特定のプロセスは、競争参加者数が多数見込まれる業務に限り行う。なお、当該行為の名称を「選定」から「選抜」へ変更）
- ④ 随意契約結果書に加え、評価点の内訳を公表

○ 改正による有効性

- ✓ 契約方式の更なる適正化
- ✓ 競争参加者の機会拡大
- ✓ 競争参加者及び発注者の双方における事務負担軽減

○ 改正後の対応

- ✓ 令和2年7月1日以降の入札公告等を行う業務から適用

1 建設コンサルタント等業務の契約方式の整理

○ 総合評価落札方式

- ① 業界紙への掲載を取止め
- ② 総合評価の方法について、以下のとおりとする。
 - ✓ 標準型（1：3）は、業務実施フロー等及び評価テーマ（2つ）による評価
 - ✓ 標準型（1：2）は、企業及び配置予定管理技術者の実績・能力、実施方針等及び評価テーマ（1つ）による評価
 - ✓ 簡易型は、企業及び配置予定管理技術者の実績・能力による評価
- ③ 企業及び管理技術者の実績・能力評価について、判断基準や評価項目を変更
- ④ ダumping対策の強化（技術提案だけでなく、技術評価点全体に履行確実性度を乗じる。）
- ⑤ 競争参加者の機会拡大

○ 改正による有効性

- ✓ 競争参加者の機会拡大
- ✓ 競争参加者及び発注者の事務負担軽減

○ 改正後の対応

- ✓ 令和2年7月1日以降の入札公告等を行う業務から適用

1 建設コンサルタント等業務の契約方式の整理

	契約方式	タイプ	適用条件
現 行	プロポーザル方式	公募型プロポーザル方式	I類のうち、1件につき予定価格がWTO基準額（注）以上の業務
		簡易公募型プロポーザル方式	I類のうち、上記以外の業務
		標準プロポーザル方式	I類のうち、やむを得ず上記の手続きがとれない場合であって、契約担当官等が認める案件
	総合評価落札方式	標準型（1：3）	II類の業務で、技術提案を求めることにより、品質向上が期待できる技術的工夫の余地が特に大きい技術業務
		標準型（1：2）	II類の業務で、技術提案を求めることにより、品質向上が期待できる技術的工夫の余地が大きい技術業務
		簡易型	II類の業務で、実施方針や実施手順等の工夫により成果の品質や作業の安全性等の向上が期待できる技術業務

	契約方式	タイプ	適用条件
改 正	プロポーザル方式	公募型プロポーザル方式	内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務
		標準プロポーザル方式	やむを得ず上記の手続きがとれない場合であって、契約担当官等が認める案件
	総合評価落札方式	標準型（1：3）	プロポーザル方式に該当しない業務で、技術提案を求めることにより、品質向上が期待できる技術的工夫の余地が特に大きい技術業務
		標準型（1：2）	プロポーザル方式に該当しない業務で、技術提案を求めることにより、品質向上が期待できる技術的工夫の余地が大きい技術業務
		簡易型	プロポーザル方式に該当しない業務で、実施方針や実施手順等の工夫により成果の品質や作業の安全性等の向上が期待できる技術業務

1 建設コンサルタント等業務の契約方式の整理

		公募型プロポーザル方式 標準プロポーザル方式※1	総合評価落札方式 標準型(1:3型)	総合評価落札方式 標準型(1:2型)	総合評価落札方式 簡易型
評価項目	企業の施工能力	評価しない	評価しない	業務実績・業務成績・ <u>優秀業務顕彰等</u> 【55】 ※基準額以上は、下線については評価しない	業務実績・業務成績・ <u>優秀業務顕彰等</u> 【55】 ※基準額以上は、下線については評価しない
	配置技術者の能力	評価しない※2	評価しない※2	業務経験・業務成績・ <u>優秀業務顕彰等</u> ・資格等 【60】 ※基準額以上は、下線については評価しない	業務経験・業務成績・ <u>優秀業務顕彰等</u> ・資格等 【60】 ※基準額以上は、下線については評価しない
	地域精通度	地域精通度・ 貢献度(選択) 【5】 ※基準額以上は評価しない	地域精通度・ 貢献度(選択) 【5】 ※基準額以上は評価しない	地域精通度・ 貢献度(選択) 【10】 ※基準額以上は評価しない	地域精通度・ 貢献度(選択) 【10】 ※基準額以上は評価しない
	その他	ワークライフバランス・ 若手技術者活用・ 女性技術者配置 【5】	評価する 【5】	評価する 【5】	評価する 【5】
	実施方針・ 実施フロー	求める※3 【50】	求める※3 【50】	求める 【50】	求めない
	技術提案	求める※3 [2テーマ] 【180】	求める※3 [2テーマ] 【180】	求める [1テーマ] 【80】	求めない

※1 プロポーザル方式は特定時の場合を示す

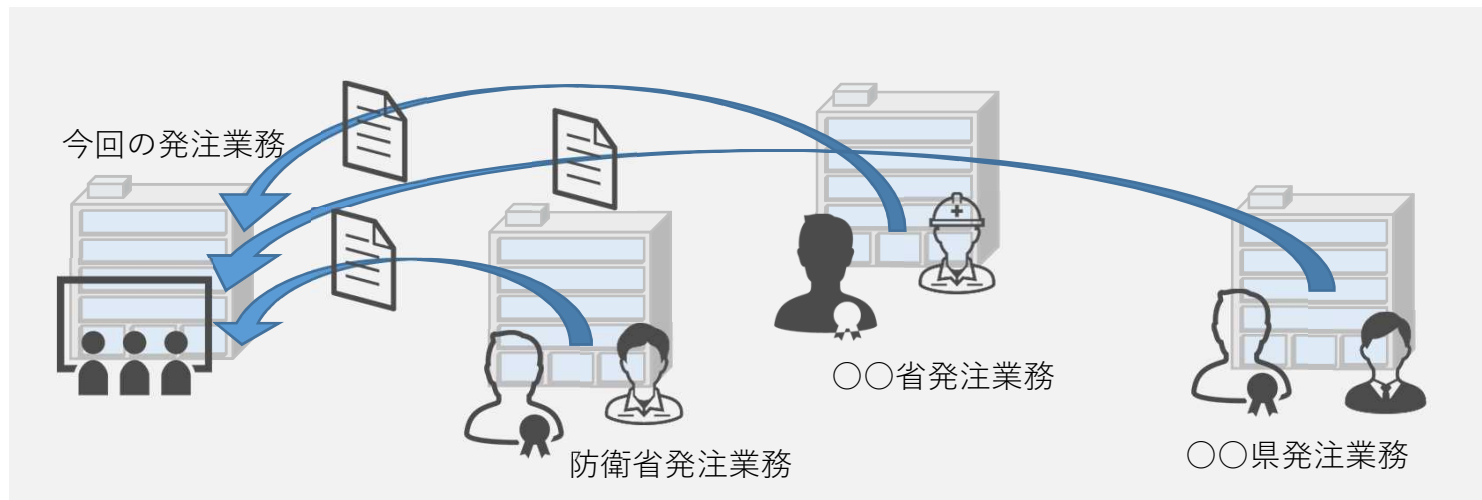
※2 ※3のヒアリング等を実施しない場合は評価する

※3 ヒアリング等を踏まえた評価

評価項目・配点については、業務ごとに設定していますので、各業務の入札説明書をご確認ください。

2 評価項目等の見直し

[当省実績以外の受注実績を評価対象に追加]



評価対象として、

- 業務成績 →当省以外の国の機関、特殊法人等、地方公共団体の発注業務を追加
- 優良業務表彰等 →当省以外の国の機関、特殊法人等、地方公共団体の発注業務を追加 等

発注者を問わず、公共工事等の実績がある企業が積極的に競争参加できるよう見直しをしています。
なお、多くの業務で、民間発注の業務実績でも参加が可能です。

※特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条に定義されるものをいいます。

過去に受注した業務の契約相手方が「特殊法人等」に該当するかについては、参加を希望する業務の発注者にご相談ください。

2 評価項目等の見直し

[その他の見直し]

<業務成績>

- (1) 過去2年間の平均点評価を止め、代わりに最大5件まで任意提出される業務成績の累積評価に変更
- (2) 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う。
(例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない)
- (3) 設備の3職種は全て同一業種として扱う。
(例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。また、同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う。)

<優秀業務顕彰等の実績>

- (1) インフラメンテナンス大賞(防衛省案件)の受賞に関して、企業の実績として評価を追加
- (2) 局長感謝状への加点は令和元年度受賞分まで

<競争参加者の機会拡大(競争参加向上型の改正)>

- (1) 競争参加資格としていた、国・地方公共団体・特殊法人等の業務実績を削除。民間実績しか有しない者でも参加可能
- (2) 対象業務を宿舎・隊舎に限定せず、民間実績が豊富な業務でも対象可能
- (3) 評価は、総合評価簡易型に準じるが、公共工事における業務成績や優秀業務の成績を評価しない代わりに、民間を含む業務実績や経験を複数件評価

3 評価点の算定方法の見直し

[履行確実性による評価点の見直し]

【概要】

低入札について、対策を強化する観点から算定方法を変更する。（全方式統一）

【算定方法】

<改正前>

技術評価点 =

(アに係る評価点) + (イに係る評価点) + (ウに係る評価点) + { (工に係る評価点) + (オに係る評価点) } × (履行確実度)

<改正後>

技術評価点 =

{ (アに係る評価点) + (イに係る評価点) + (ウに係る評価点) + (工に係る評価点) + (オに係る評価点) } × (履行確実度)

※ア：企業の経験及び能力、 イ：配置予定管理技術者の経験及び能力、 ウ：配置予定担当技術者の経験（必要に応じて設定）、
 工：業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他、 オ：評価テーマに対する技術提案（標準型のみ）

<計算例>

(評価点の内訳)

	業者名 配点	企業の実績 及び能力 50	予定技術者の 経験及び能力 50	業務の実施方針・実施 フロー・工程計画・その他 50	【改正前】 履行確実性の対象 評価テーマに対 する技術提案 40	合計 190	履行確 実度	技術評価の 得点合計	技術評価点
【改正前】	A (低入者)	30	33	33.31	27.99	124.3	0.5	93.65	29.57368
【改正後】	A (低入者)	30	33	33.31	27.99	124.3	0.5	62.15	19.62632
	B	28	28	29.99	27.33	107.32	1	107.32	33.89053

約10点
DOWN

【改正後】 履行確実性の対象

技術提案だけでなく、技術評価点全体に履行確実性を乗じるため
低入札が総合評価の評定値に大きく影響します！

4 多様な評価項目の追加

ワーク・ライフ・バランス 推進 企業 の 評価

【概要】

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を評価するもの。

【評価内容】

評価項目		評価基準	配点
企業の 施工能力	ワーク・ライフ・バランス等推進 企業の評価	次のいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	1点

若手技術者活用の評価

【概要】

40歳以下の若手技術者を「管理技術者」として配置すること等により、経験を積んでもらう方式

【評価内容】

評価項目		評価基準	配点	技術者を変更する場合
企業の 施工能力	【若手技術者の活用】 管理技術者等に若手を配置	①40歳以下の管理技術者を配置	2点	・当初申請者と同等以上の条件を有する者のみ変更可 ・上記の対応が出来ない場合は業務成績にて減点
		②35歳以下の技術者を担当技術者として配置	1点	

注：①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。

女性技術者配置の評価

【概要】

入札参加要件として、女性技術者の配置を求める方式

【評価内容】

評価項目		評価基準	配点	技術者を変更する場合
企業の 施工能力	【女性技術者の配置】 管理技術者等に女性を配置	①女性技術者を管理技術者として配置	2点	・当初申請者と同等以上の条件を有する者のみ変更可 ・上記の対応が出来ない場合は業務成績にて減点 ・妊娠出産等やむを得ない事情がある場合は減点無
		②女性技術者を担当技術者として配置	1点	

注：①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。

35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する

建設工事等の発注方式に関する改正

○ 建設工事における総合評価落札方式の見直し

- ① 技術提案評価型（基準額以上）の申請書提出までの期限を、20日から25日に延長
- ② 技術提案の枚数を1課題3枚から1課題5枚へ（A4版換算）
- ③ 技術提案の補足資料（図表、写真等）を1課題1枚から1提案1枚へ（A4版換算）
- ④ 提出枚数の上限を超えた場合の規定を追加（当該技術課題は0点）
- ⑤ ワーク・ライフ・バランスの評価項目を追加し、工事全般の施工計画の配点を下げる
- ⑥ インフラメンテナンス大賞受賞の実績を追加（防衛省案件表彰）
- ⑦ 局長感謝状への加点は令和元年度受賞分まで

○ 建設工事における段階的選抜方式の見直し

- ① 一次審査通過者を10者から15者へ
- ② 競争参加資格の緩和は行わない
- ③ 令和2年6月から電子入札システム対応済み

競争参加者数	選抜者数	
20者以下	15者	
21～30者	10者 + α	$\alpha = (\text{競争参加者数} - 10) \div 2$
31者以上	20者	

建設工事等の発注方式に関する改正

○ 建設工事における競争参加向上型の試行（新設制定）

- ① 公共工事实績の評価はせず、過去の同種工事实績（民間実績可）の件数により評価を行う方式を新設
- ② 品質確保の観点から、対象工事は民間工事でも同等の実績が多数存在する工事とし、防衛省特有の工事については対象外とする。

<従前の施工能力評価型>

	評価項目	配点
企業 の 能力	同種工事の施工実績（1件評価）	2
	工事成績・優秀工事成績・難工事实績	23
	より同種性の高い工事实績（選択項目）	5
	自由設定項目	5
	小計	30～35
技術者 の 能力	同種工事の施工経験（1件評価）	2
	工事成績・優秀工事成績・難工事实績	23
	より同種性の高い工事实績（選択項目）	5
	資格	1
	自由設定項目	4
	小計	30～35
	合計	60～70



<新設の競争参加向上型>

	評価項目	配点
企業 の 能力	より同種性の高い工事の施工実績（5件評価）	25
	自由設定項目	5
	小計	30
技術者 の 能力	より同種性の高い工事の施工実績（5件評価）	25
	資格	1
	自由設定項目	4
	小計	30
	合計	60

建設工事等の発注方式に関する改正

○ 建設工事等の総合評価落札方式における同時提出型の試行（新設制定）

- ① 従来の手続きでは、公告→技術提案書提出→入札という流れであるが、平成24年の国交省における官製談合では、技術提案書の審査後、入札書提出前に各競争参加者の技術提案書の評価点や予定価格等が流出した。このことを踏まえ、当省においても不正が生じにくい方式を試行。
- ② 官製談合対策として、国交省が導入している技術提案書と入札書を同時に提出させる同時提出型を試行的に導入。
- ③ 建設工事だけでなく建設コンサルタント等業務においても実施し、当面の間、建設工事においては施工能力評価型（見積活用方式を除く）、建設コンサルタント等業務においては簡易型を試行対象とする。

